

東京都北区日常生活用具等経費補助事業実施要綱

18北福障第1106号

平成18年9月22日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号に基づき障害者及び障害児に対し、介護・訓練支援用具等の日常生活用具等の購入に予算の範囲内において補助金を交付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(障害者の定義)

第2条 この要綱の事業において障害者とは、第1号から第4号までに規定する者をいい、障害児とは第5号に規定する者をいう。

- (1) 身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する者
- (2) 知的障害者 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上である者
- (3) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者のうち、同法第45条に規定する精神保健福祉手帳所持者、法52条に規定する自立支援医療受給者証受給者又は国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条に規定する障害基礎年金受給者
- (4) 難病患者等 法第4条に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である18歳以上である者
- (5) 障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児

(対象者等)

第3条 補助金は、区内に居住する在宅の障害者及び障害児（以下「障害者（児）」という。）で別表の対象者欄に掲げられるものに対して交付する。ただし、対象者又は対象者と同一世帯の世帯員（障害者にあつてはその配偶者に限る。）のうち市区町村民税所得割（扶養親族を有する者にあつては、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方

税法第314条の2第1項第11号の規定を適用して計算した額)の最多納税者の納税額が46万円以上の場合又は介護保険法(平成9年法律第123号)その他の法令等の規定に基づく日常生活用具(この要綱に基づき対象となる日常生活用具に限る。)の給付対象者は対象外とする。

- 2 補助金の交付は、原則として一世帯当たり別表に掲げる用具の種目について1件までとする。
- 3 補助金の額は、一月につき、同一の月に購入した日常生活用具について、区長が認定した日常生活用具の額を合計した額から東京都北区地域生活支援事業実施要綱(平成18年9月22日区長決裁18北福障第835号)第8条第2号に規定する利用者負担額の負担上限月額(ただし、この額が区長が認定した日常生活用具の額の100分の10に相当する額を超えるときは当該相当する額)を差し引いた額とする。
- 4 第1項本文の規定にかかわらず、T字状・棒状つえ、頭部保護帽、点字器、人工喉頭、収尿器、ストーマ装具及び紙おむつについては、在宅以外の障害者(児)も対象とする。
- 5 第1項本文の規定にかかわらず、区内に居住する在宅の障害者(児)でない者であっても、区長が必要と認めた者は対象とすることができる。

(用具の再購入の場合の補助金交付)

第4条 既に補助を受けている種目と同一の種目の再購入に係る申請については、前回の補助を行った日から別表の耐用年数欄に規定する期間を経過する日までは、原則として補助対象外とする。ただし、修理不能により用具の使用が困難になった場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、当該期間を経過した後においても、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、用具の再購入に係る補助金を交付することができるものとする。

- (1) 再購入することが部品の交換よりも真に合理的かつ効果的であると認められる場合
- (2) 操作機能の改善等を伴う新たな機器を使用することにより障害者(児)の用具の使用効果が向上する場合
- (3) その他区長が特に必要があると認める場合

(ストーマ装具及び紙おむつ)

第5条 ストーマ装具及び紙おむつについては、補助決定は月を単位として行う。

- 2 身体障害者手帳新規取得によるストーマ装具及び紙おむつの補助決定は、日常生活用具の申請日にかかわらず手帳交付日の属する月から対象とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費は、別表に掲げる次の用具の購入及び住宅

設備の改善の経費とする。

- (1) 介護・訓練支援用具
 - (2) 自立生活支援用具
 - (3) 在宅療養等支援用具
 - (4) 情報・意思疎通支援用具
 - (5) 排泄管理支援用具
 - (6) 住宅設備の改善
- 2 前項第4号に規定する情報・意思疎通支援用具のうちの点字図書及び同項第6号に規定する住宅設備の改善については、それぞれ別途要綱を定めるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、見積書を添付の上、東京都北区地域生活支援事業補助申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（東京都北区移動支援費補助事業実施要綱（平成18年9月22日区長決裁18北福障第1103号）別記第5号様式）を区長に提出するものとする。

(補助金の交付の決定及び通知)

第8条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を日常生活用具等経費補助（却下）決定通知書（別記第1号様式・第2号様式）に日常生活用具等経費補助支給券（別記第3号様式）を添付し当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 区長は、前条の規定による補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 日常生活用具購入時に日常生活用具等経費補助支給券を事業者に提出し、
- (2) 購入価格から区の補助額を差し引いた額を事業者に支払うこと。
- (3) 日常生活用具補助金の請求及び受領を事業者に委任すること。

(補助金の請求)

第10条 第9条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）から代理請求及び代理受領を委任された事業者は、日常生活用具納入日から30日以内に請求書に日常生活用具等経費補助支給券を添付し、区長に補助金の代理請求及び代理受領をするものとする。

(決定の取消し)

第11条 補助金交付決定者又はその扶養義務者が、補助金の交付目的に反して日常生活用具を使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供したときは、補助金

の交付決定の全部又は一部を日常生活用具等経費補助決定取消通知書（別記第4号様式）により取り消すことができる。

（補助金の返還）

第12条区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（委任）

第13条この要綱の実施に必要な事項は、福祉部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 北区重度心身障害者（児）日常生活用具給付要綱（平成18年3月28日区長決裁17北福福第1057号）は、廃止する。
- 3 第6条第1項第5号に規定する排泄管理支援用具のうちの蓄便袋及び蓄尿袋の申請書については、平成19年3月31日までの間身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第11号による補装具交付申請書を読み替えて使用することができる。

付 則（平成19年9月5日区長決裁19北福障第2337号）
この要綱は、平成19年7月1日から適用する。

付 則（平成20年4月2日区長決裁19北福障第4264号）
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月18日区長決裁20北福障第4380号）
この要綱は、平成20年7月1日から適用する。

付 則（平成22年3月25日区長決裁21北福障第4499号）
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年3月17日区長決裁22北福障第4474号）
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成２４年３月２８日区長決裁２３北福障第４８６６号）

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

付 則（平成２４年９月１４日区長決裁２４北福障第２７８９号）

この要綱は、平成２４年７月１日から適用する。

付 則（平成２５年３月２７日区長決裁２４北福障第４８６３号）

- １ この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。
- ２ 北区難病患者等日常生活用具給付事業運営要綱（平成１５年１１月１３日区長決裁１５北健保第８６６号）は、廃止する。
- ３ 前項の規定による廃止前の北区難病患者等日常生活用具給付事業運営要綱の規定により給付した用具は、この要綱の規定により給付した用具とみなす。

付 則（平成２６年３月３１日区長決裁２５北福障第５１０１号）

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

付 則（平成２７年３月１８日区長決裁２６北福障第５０７５号）

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

付 則（平成２８年２月２９日区長決裁２７北福障第４６５８号）

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

付 則（平成２９年３月１７日区長決裁２８北福障第４４８６号）

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

付 則（平成３０年２月２０日区長決裁２９北福障第５１８１号）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

付 則（平成３１年３月２９日区長決裁３０北福障第５５４２号）

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

付 則（令和元年１２月６日区長決裁３１北福障第４２１６号）

この要綱は、令和２年１月１日から施行する。

付 則（令和２年３月１６日区長決裁３１北福障第５３４１号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

付 則（令和３年２月２４日区長決裁２北福障第４８８８号）

この要綱は、令和３年１月１日から適用する。

付 則（令和３年３月１５日区長決裁２北福障第５１４５号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

付 則（令和４年３月３日区長決裁３北福障第５１１４号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

付 則（令和５年３月８日区長決裁４北福障第５２８５号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

付 則（令和６年３月８日区長決裁５北福障第５２３８号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

付 則（令和７年３月１８日区長決裁６北福障第４８００号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第3条関係、第4条、第6条関係）

北区日常生活用具

分類	種目	耐用年数	基準額	対象者	性能
介護・訓練支援用具	特殊寝台	8年	162,800円	①3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者 ②難病患者等で下肢又は体幹機能に障害があり、かつ、自力で立ち上がることができない者（医師の意見書を要する。）	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できるもの
	特殊マット	5年	67,000円	①原則として3歳以上の愛の手帳の交付を受けた知的障害者（児）で、障害の程度が1度又は2度の者 ②原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者	床ずれによるじょくそう等を防止のためマット（寝具）にビニール等を加工したもの
			19,600円	③18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級の者（常時介護を要する者に限る。） ④難病患者等で寝たきりの状態にある者（医師の意見書を要する。）	失禁による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等を加工したもの
	特殊尿器	5年	154,500円	①学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級の者（常時介護を要する者に限る。） ②難病患者等で自力で排尿できない者（医師の意見書を要する。）	尿が自動的に吸引されるもので障害者（児）又はその介護者が容易に使用し得るもの
	浴槽（湯沸器含む）	8年	浴槽 （湯沸器含む） 141,200円 浴槽のみ 58,300円 湯沸器のみ 104,900円	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者	浴槽は実用水量150リットル以上のもの 湯沸器は水温25℃上昇させたととき毎分10リットル以上給湯でき、安全性について配慮され浴槽の性能に応じたもの

分類	種目	耐用年数	基準額	対象者	性 能
介護・訓練支援用具	入浴担架	5年	133,900円	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの
	体位変換器	3年	15,000円	①学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者（衣服交換等に当たって、家族等他人の介護を必要とする者に限る。） ②難病患者等で寝たきりの状態にある者（医師の意見書を要する。）	障害者（児）の体位を変換させるに当たって、その介護者が容易に使用し得るもの
	移動用リフト	8年	257,500円	①原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者 ②難病患者等で下肢又は体幹機能に障害があり、かつ、自力で立ち上がることができない者（医師の意見書を要する。）	障害者（児）を移動させるに当たって、その介護者が容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
	移動用リフトスリングシート	4年（原則として移動用リフト購入から4年経過後に交付可）	50,000円	移動用リフト対象者と同じ。ただし、上記②の対象者で、北区から移動用リフトの支給を受けている者は医師の意見書を要しない。	当初に購入の製品と同等の性能を有するもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具	5年	90,000円	①原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障害者（児）で、入浴に介助を要する者 ②難病患者等で入浴に介助を要する者（医師の意見書を要する。）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）又はその介護者が容易に使用し得るもの。 ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。

分類	種目	耐用年数	基準額	対象者	性能
自立生活支援用具	ポータブルトイレ	8年	30,000円	①原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者 ②難病患者等で常時介護を要する者（医師の意見書を要する。）	手すりのついた腰かけ式のもの。ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
	T字状・棒状つえ	3年	3,000円 夜光材付は410円 （全面夜光夜光材付は1,200円）増 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増	原則として18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、平衡機能障害、下肢・体幹機能障害又は移動機能障害のある者	十分な強度を有するもの
	移動・移乗支援用具	8年	60,000円	①原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、平衡機能又は下肢・体幹機能障害を有する者のうちで、家庭内の移動等において介助を必要とする者 ②難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者（医師の意見書を要する。）	転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等で、必要な強度と安定性を有するもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。
	頭部保護帽	3年	15,200円	①身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害で、頻繁に転倒する者 ②知的障害者（児）又は精神障害者で、てんかん発作等により頻繁に転倒する者（医師の意見書を要する。）	ヘルメット型で、転倒の衝撃から頭部を保護できる性能を有するもの
	特殊便器（温水洗浄便座）	8年	151,200円	①原則として学齢児以上の愛の手帳の交付を受けた知的障害者（児）で、障害の程度が1度又は2度の者（自ら排便の処理が困難な者（児）に限る） ②原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、上肢機能障害の程度が1級又は2級の者 ③難病患者等で上肢機能に障害があり、かつ、自ら排便処理が困難な者（医師の意見書を要する。）	温水温風を出し得るもの及び知的障害者（児）の介護者が容易に使用し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）

分類	種目	耐用年数	基準額	対象者	性 能
自立生活支援用具	火災報知器	8年	31,000円	①身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、その障害の程度が1級又は2級の者 ②愛の手帳の交付を受けた知的障害者（児）で、障害の程度が1度又は2度の者 （①及び②のいずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに日中独居世帯に限る。） ③ 18歳以上の精神障害者手帳の交付を受けた者で障害の程度が1級又は2級の者 （障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに日中独居世帯に限る。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせるもの
	自動消火器	8年	28,700円	①身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、その障害の程度が1級又は2級の者 ②愛の手帳の交付を受けた知的障害者（児）で、障害の程度が1度又は2度の者 （①及び②のいずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに日中独居世帯に限る。） ③ 18歳以上の精神障害者手帳の交付を受けた者で障害の程度が1級又は2級の者 （障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに日中独居世帯に限る。） ④火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯（医師の意見書を要する。）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの

分類	種目	耐用年数	基準額	対象者	性 能
自立生活支援用具	空気清浄器	6年	30,000円	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能障害の程度が3級以上の者	障害者が容易に使用し得るもの
	ルームクーラー	6年	60,000円	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、頸椎損傷等により体温調節機能を喪失した者（医師の意見書を要する。）	障害者が容易に使用し得るもの
	電磁調理器	6年	17,000円	①18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級又は2級の者 ②18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、上肢機能障害の程度が1級又は2級の者 ③18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級の者 ④18歳以上の愛の手帳の交付を受けた者 ⑤18歳以上の精神障害者手帳の交付を受けた者 （①～⑤のいずれも障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに日中独居世帯に限る。）	コンロ型で障害者が容易に使用し得るもの
	歩行時間延長信号機用小型送信機	10年	12,000円	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの
	聴覚障害者用屋内信号装置	10年	87,400円	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚障害の程度が2級の者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの

分類	種目	耐用年数	基準額	対象者	性 能
在宅療養等支援用具	透析液加温器	5年	72,100円	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けたじん臓機能障害者（児）で、人工透析を必要とする者（自己連続携帯式腹膜灌流法による透析療法を行う者に限る。） （医師の意見書を要する。）	自己連続携帯式腹膜灌流法による人工透析に使用する加温器で一定温度に保つもの
	ネブライザー（吸入器）	5年	36,000円	①原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、呼吸器機能障害の程度が3級以上の者 ② ①と同程度の障害を有する身体障害者（児）（所持する手帳に記載された障害に起因する呼吸器機能障害がある場合）で医師が必要と認める者（医師の意見書を要する。） ③難病患者等で呼吸器機能に障害のある者（医師の意見書を要する。）	障害者（児）が容易に使用し得るもの
	たん吸引器（電気式又は非電気式（足踏み式、充電式等））	5年	56,400円	①原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、呼吸器機能障害の程度が3級以上の者 ② ①と同程度の障害を有する身体障害者（児）（所持する手帳に記載された障害に起因する呼吸器機能障害がある場合）で医師が必要と認める者（医師の意見書を要する。） ③難病患者等で呼吸器機能に障害のある者（医師の意見書を要する。）	障害者（児）が容易に使用し得るもの
	ネブライザー吸引器一体型	5年	75,000円	①原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、呼吸器機能障害の程度が3級以上の者 ② ①と同程度の障害を有する身体障害者（児）（所持する手帳に記載された障害に起因する呼吸器機能障害がある場合）で医師が必要と認める者（医師の意見書を要する。） ③難病患者等で呼吸器機能に障害のある者（医師の意見書を要する。）	障害者（児）が容易に使用し得るもの
	温視覚（音声者用） 計（障害者用）	5年	9,000円	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに日中独居世帯に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの

分類	種目	耐用年数	基準額	対象者	性 能
在宅療養等支援用具	音声式血圧計	5年	15,000円	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級又は2級であり、常時血圧管理が必要と認められる者。ただし、視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに日中独居世帯に限る。（医師の意見書を要する。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの
	視覚障害者用体重計	5年	18,000円	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級又は2級の者（視覚障害者のみの世帯に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	5年	150,000円	①原則として、学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、呼吸器機能障害の程度が3級以上の者 ② ①と同程度の障害を有する身体障害者（児）（所持する手帳に記載された障害に起因する呼吸器機能障害がある場合）で医師が必要と認める者（医師の意見書を要する。） ③難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な呼吸器機能に障害のある者（医師の意見書を要する。）	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者（児）又は難病患者等が容易に使用し得るもの
	正弦波発インバーター	5年	120,000円	①原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、人工呼吸器を使用し、呼吸器機能障害の程度が3級以上である者	障害者（児）若しくは難病患者等又はそれらの介護者が容易に使用し得るもので、ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA以上のもの ただし、ポータブル電源（蓄電池）、DC/ACインバーター（カーインバーター）との併給は認められない。
	ポータブル電源（蓄電池）	5年	80,000円	② ①と同程度の障害を有する身体障害者（児）（所持する手帳に記載された障害に起因する呼吸器機能障害がある場合）で、人工呼吸器を使用し、医師が必要と認める者（医師の意見書を要する。）	障害者（児）若しくは難病患者等又はそれらの介護者が容易に使用し得るもので、運搬可能な蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの ただし、正弦波インバーター発電機、DC/ACインバーター（カーインバーター）との併給は認められない。
	DC/ACインバーター	5年	40,000円	③難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な呼吸器機能に障害のある者（医師の意見書を要する。）	障害者（児）若しくは難病患者等又はそれらの介護者が容易に使用し得るもので、自動車用バッテリー等の直流電源（DC）を正弦波交流電源（AC）に変換する装置で、定格出力が300W以上のもの ただし、正弦波インバーター発電機、ポータブル電源（蓄電池）との併給は認められない。

分類	種目	耐用年数	基準額	対象者	性 能
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	5年	98,800円	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、音声機能若しくは言語機能障害者（児）又は肢体不自由者（児）で音声言語の著しい障害を有する者	携帯式で言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの
	情報・通信支援用具	5年 (複数用具について交付する場合は、最初の交付時から起算して5年)	100,000円 耐用年数内であれば、複数用具について交付可	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級又は2級若しくは上肢機能障害の程度が1級又は2級であり、パソコン等の使用により社会参加が見込まれる者	(視覚障害者) 画面音声化ソフト、画面拡大ソフト、視覚障害者用ワープロソフトなど (上肢不自由者) インテリキー（大型キーボード）、ジョイスティック（操作棒）など
	ディスプレイ	6年	289,000円	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級又は2級の者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの
	点字器	標準型 7年 携帯型 5年	標準型（真鍮製） 10,000円 （プラスチック製） 6,450円 携帯型（アルミニウム製） 6,500円 （プラスチック製） 1,650円 いずれも点筆を含む	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級の者	(標準型) 真鍮製： 32マス18行、両面書 プラスチック製： 32マス18行、両面書 (携帯型) アルミニウム製： 32マス4行、片面書 プラスチック製： 32マス12行、片面書

分類	種目	耐用年数	基準額	対象者	性 能
情報・意思疎通支援用具	タイプライター 点字	5年	63,100円	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級の者（本人が就労若しくは就学しているか、あるいは就労が見込まれている者に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの
	ポータブル視覚障害者用コーダー	6年	① 89,800円	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級の者	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品で、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの（録音・再生）
			② 48,000円		②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品で、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの（再生のみ）
	活字文書読上げ装置 （音声コード用）	6年	115,000円	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報（音声コード）を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
	音声識別装置	6年	115,000円	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級の者	音声により商品を識別又は色彩を説明するもの
	視覚障害者用拡大読書器	8年	198,000円	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者（児）で、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの
	暗所視支援眼鏡	8年	395,000円	①原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者（児）（医師の意見書を要する。） ②夜盲又は視野狭窄の症状を呈する難病患者等で視覚障害の程度が6級以上と同程度の者（医師の意見書を要する。）	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等をモニターに映し出せるもの

分類	種目	耐用年数	基準額	対象者	性 能
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用時計	10年	13,300円	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級又は2級の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの
	聴覚障害者用通信装置（ファクシミリ）	5年	20,000円	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚又は音声、言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり障害者が容易に使用し得るもの
	聴覚障害者用情報受信装置	6年	88,900円	聴覚障害者（児）で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組ならびにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
	フラッシュ	10年	12,400円	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚又は音声、言語機能障害の程度が3級以上の者	障害者（児）が容易に使用し得るもの
	携帯用信号装置	6年	20,200円	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚、音声又は言語機能障害の程度が3級以上の者	送信機による合図が視覚、触覚等により知覚できるもの
	人工喉頭	電気式 5年	電気式 72,000円 (電池又は充電器を含む)	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、音声又は言語機能障害の程度が3級以上の者	電気式 顎下部等にあてた電気版を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの
		笛式 4年	笛式 5,110円 (気管カニューレ付は3,100円増)		笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの
	人工鼻	—	月額23,760円	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、音声又は言語機能障害の程度が3級以上であり、かつ、喉頭を摘出し、人工鼻を常時使用する者（医師の意見書を要する。）	人工鼻用カセット及びアドヒープに限る。

分類	種目	耐用年数	基準額	対象者	性 能
疎通・情報・意思 支援用具	点字図書	—	一人につき年間6タイトル又は24巻まで（ただし、辞書等を一括して購入しなければならないものを除く）	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者（児）で、主に情報を点字により入手している者	月刊誌及び週刊誌等の雑誌を除く。
排泄管理支援用具	ストーマ装具（消化器系） （ストーマ装具・ストーマ用品、紙おむつ等） （紙おむつ、洗サ腸ラシ・衛生用品）	—	ストーマ装具（消化器系） 月額10,000円	ストーマ装具（消化器系・尿路系） 原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた、膀胱又は直腸機能障害者（児）で、人工肛門又は人工膀胱を造設した者	（消化器系） 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製
			ストーマ装具（尿路系） 月額13,000円		（尿路系） 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製
			紙おむつ等 月額12,000円	紙おむつ等 3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた、次の①又は②に該当する者で医師が必要と認める者（医師の意見書を要する。） ①高度の排便・排尿機能障害者 ②脳性麻痺等脳原性運動機能障害で、コミュニケーション障害のある者	
	収尿器	1年	男性用A（普通型） 7,700円 男性用B（簡易型） 5,700円 いずれも年間4回まで 女性用A 8,500円 女性用B 5,900円 いずれも年間4回まで	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた、膀胱に排尿機能障害のある者（医師の意見書を要する。）	（男性用） 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの （女性用）A：普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの （女性用）B：簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付
※1 別表中難病患者等とは第2条第4号に規定する者及び第5号における治療方法が確立していない疾病その他の特殊疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である障害児をいう。 ※2 医師の意見書には、障害者（児）の状態、当該用具を必要とする理由（及び使用頻度）が記載されていることを要する。 ※3 ネブライザー吸引器一体型とネブライザー（吸入器）及びたん吸引器（電気式・非電気式）との併給は認めない。					